

5-1 地域支援事業

(1) 地域支援事業について

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が実施しています。

新しい地域支援事業（平成27年4月～）

- これまで予防給付で行われていた、要支援者に対する訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行します。これにより、市町村が地域の実情に応じた取組が可能となります。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。

[事業の内容]

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年度までに全ての市町村で実施）

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス（配食等）
 - ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- (2) 一般介護予防事業

2 包括的支援事業

- (1) 包括的支援センターの運営（既存事業）
 - (2) 新規4事業
 - ・生活支援体制整備事業
 - ・認知症施策推進事業
 - ・在宅医療・介護連携推進事業
 - ・地域ケア会議推進事業
- （平成30年度までに全ての市町村で実施）

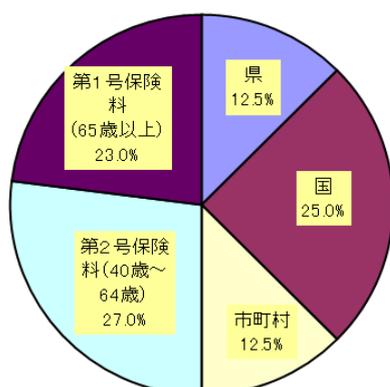
3 任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業

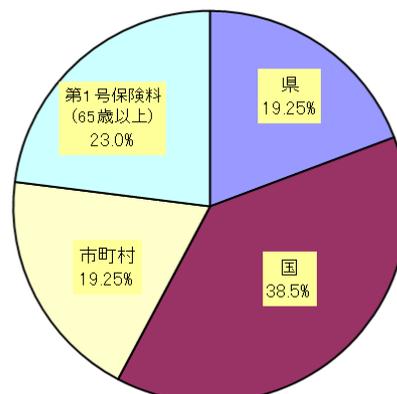
[地域支援事業の事業費]

○新しい総合事業と包括的支援事業・任意事業の2つの区分で上限を設定。

【総合事業の財源構成】

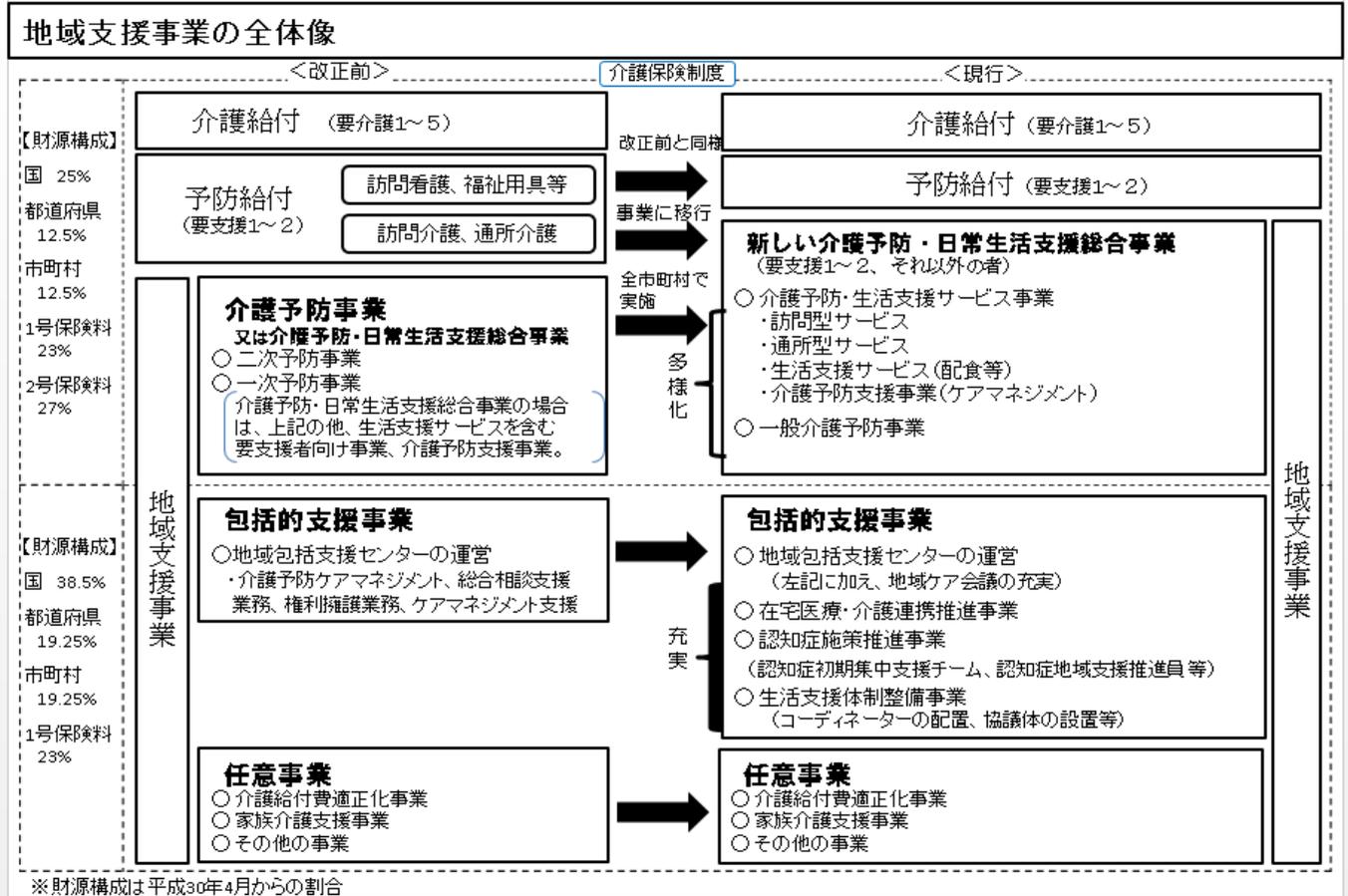


【包括的支援事業・任意事業の財源構成】



【地域支援事業の事業費】

- 各保険者は、介護保険事業計画に地域支援事業の内容、事業費を定めています。
- 各保険者は地域支援事業の利用者に利用料を請求することができます。



(2) 地域支援事業の実施状況について

(令和6年度見込)

市町村名	富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	中新川広域行政事務組合	砺波地方介護保険組合	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
介護予防・日常生活支援総合事業																		
介護予防・生活支援サービス事業																		
(1) 訪問型サービス (第1号訪問事業)																		
① 予防給付相当サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 緩和した基準によるサービス (A型)		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 住民主体による支援 (B型)								○	○		○							
④ 短期集中予防サービス (C型)		○					○		○		○	○	○	○				
⑤ 移動支援サービス (D型)		○										○						
(2) 通所型サービス (第1号通所事業)																		
① 予防給付相当サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 緩和した基準によるサービス (A型)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 住民主体による支援 (B型)	○	○	○			○			○		○				○			
④ 短期集中予防サービス (C型)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) その他生活支援サービス (第1号生活支援事業)																		
① 配食サービス		○					○						○	○	○			
② 見守りサービス				○								○						
③ その他サービス																		
(4) 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一般介護予防事業																		
(1) 介護予防把握事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 介護予防普及啓発事業																		
① パンフレット等の作成・配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 講演会・相談会等の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 情報・記録等を管理するための媒体の配布	○	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○			○
(3) 地域介護予防活動支援事業																		
① 人材育成研修	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
② 多様な地域活動組織の育成・支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
③ 地域活動の実施	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
④ ボランティア等へのポイント付与		○					○	○						○				
(4) 一般介護予防事業評価事業	○	○	○		○		○	○			○	○	○	○				
(5) 地域リハビリテーション活動支援事業																		
① 住民への介護予防に関する技術的助言	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
② 介護職員等への介護予防に関する技術的助言			○		○				○	○		○			○			
③ 地域ケア会議等におけるケアマネジメント支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)																		
包括的支援事業 (社会保障充実分)																		
(1) 在宅医療・介護連携推進事業																		
① 地域の医療・介護の資源の把握	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
④ 医療・介護関係者の情報共有の支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
⑥ 医療・介護関係者の研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
⑦ 地域住民への普及啓発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
(2) 生活支援体制整備事業																		
① 生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員) の配置																		
a 市町村区域 (第1層)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
b 日常生活圏域 (中学校区域等) (第2層)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
② 協議体の設置																		
a 市町村区域 (第1層)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
b 日常生活圏域 (中学校区域等) (第2層)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

市町村名	富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	中新川広域 行政事務組合	砺波地方 介護保険組合	新川地域介護 保険・ケーブ ルテレビ事業 組合
(3) 認知症総合支援事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
①認知症初期集中支援チームの設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/
②認知症地域支援推進員の配置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/
③チームオレンジコーディネーターの配置	/	/	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(4) 地域ケア会議推進事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
①地域ケア個別会議	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
a 困難事例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/
b 介護予防・自立支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/
②地域ケア推進会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/
任意事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(1) 介護給付等費用適正化事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
①認定調査状況チェック	○	○	○	○	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/	○	○	○
②ケアプランの点検	○	○	○	○	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/	○	○	○
③住宅改修等の点検	○	○	○	○	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/	○	○	○
④医療情報との突合・縦覧点検	○	○	○	○	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/	○	○	○
⑤介護給付費通知	/	○	○	/	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○
⑥給付実績を活用した分析・検証事業	/	/	/	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○
⑦介護サービス事業者等への適正化支援事業	○	○	/	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○
(2) 家族介護支援事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
①介護教室の開催	○	/	/	○	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/
②認知症高齢者見守り事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/
③家族介護継続支援事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
a 健康相談・疾病予防等事業	/	/	/	/	○	/	/	/	○	/	/	○	/	/	/	/	/	/
b 介護者交流会の開催	○	/	○	/	○	/	○	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/
c 介護自立支援事業	/	/	/	/	○	○	○	/	○	○	○	/	○	/	○	/	/	/
④介護用品の支給	/	/	○	/	○	○	/	/	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/
(3) その他の事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
①成年後見制度利用支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/
②福祉用具・住宅改修支援事業	○	○	/	/	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/	/	○	○
うち理由書作成の委託・助成	/	○	/	/	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/	/	○	○
③認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○
④認知症サポーター等養成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/
⑤重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
⑥地域自立生活支援事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
a 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	○	○	/	/	/	/	/	/	○	/	/	○	/	○	○	/	/	/
b 介護サービス等の質の向上に資する事業	○	○	○	○	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/	/	○	○	○
c 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	/	/	/
d 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業	/	○	/	/	/	/	○	○	○	/	/	/	/	○	○	/	/	/

5-2 地域包括支援センターについて

公正・中立な立場から、地域における ①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援及び権利擁護業務、③包括的・継続的マネジメント支援業務を担う中核機関として、地域包括支援センターが設置されている。

○運営主体：市町村または市町村から委託を受けた法人等

○標準的な職員体制：保健師等 1 名、社会福祉士 1 名、主任ケアマネジャー 1 名

〔センターの業務内容〕

1 介護予防ケアマネジメント業務

- ① 予防給付のケアマネジメント
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント

2 総合相談支援及び権利擁護業務

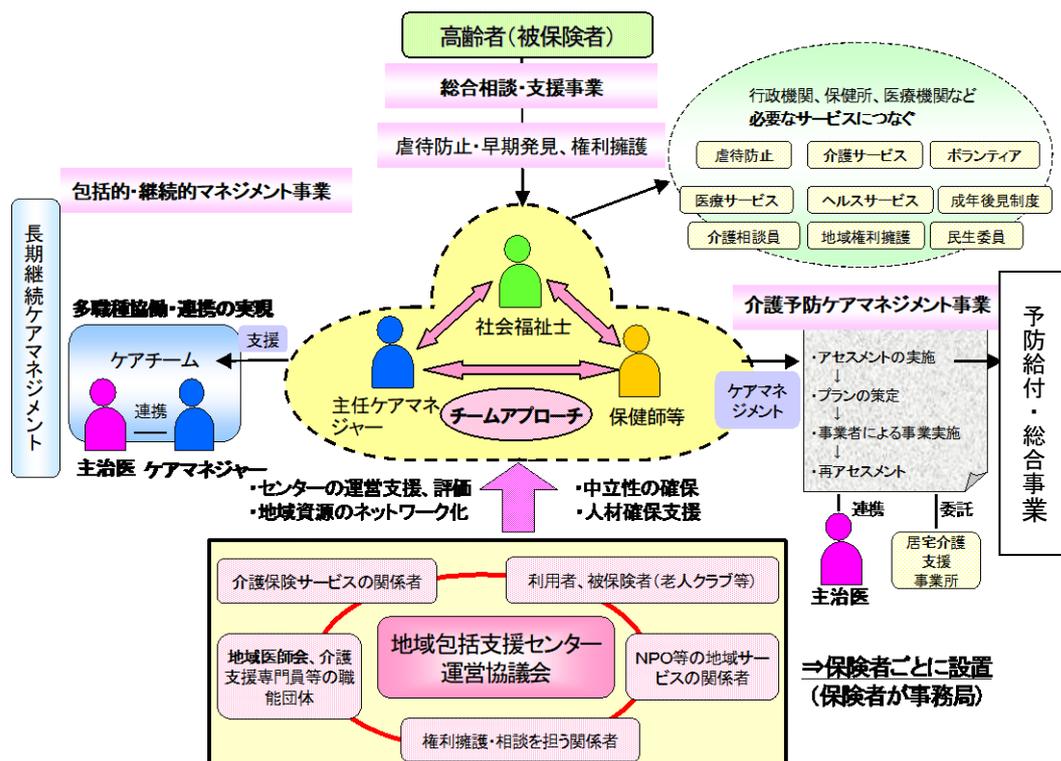
- ① 地域におけるネットワーク構築業務（地域の様々な関係者のネットワーク構築等）
- ② 実態把握業務（高齢者戸別訪問、近隣住民・非同居家族からの情報収集等）
- ③ 総合相談支援業務（初期相談、情報提供、継続的・専門的相談、個別支援計画策定等）
- ④ 権利擁護業務（成年後見制度活用、老人福祉施設等への措置支援、虐待等の防止、消費者被害防止等）

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 日常的個別指導・相談業務（ケアプラン作成指導、担当者会議開催支援、事例検討会等）
- ② 支援困難事例等への指導・助言業務（具体的な支援方針の検討、指導助言等）
- ③ 包括的・継続的なケア体制の構築業務（医療機関を含む地域関係者との連携体制構築等）
- ④ 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務（情報交換の場の設定等）
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント業務・介護予防支援・介護給付のケアマネジメント相互連携

【地域包括支援センター運営協議会】

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を確保するため、市町村（保険者）が設置する。



5-3 富山県地域リハビリテーション支援体制について

県では、平成12年度から「富山県地域リハビリテーション支援体制整備事業」を実施し、富山県リハビリテーション支援センターおよび地域リハビリテーション広域支援センターを指定し、脳卒中や難病患者等の地域でのリハビリテーション支援を行うほか、リハビリテーション従事者への専門的技術支援や、研修会、協議会の開催、医療介護連携を促進するための調査等を行ってきた。

平成29年の介護保険法改正により、市町村における自立支援・介護予防・重度化防止に向けた保険者機能が強化され、リハビリテーション専門職と連携した地域ケア個別会議や介護予防教室等の開催し、効果的な地域支援事業を促進するため、リハビリテーション専門職の派遣・調整等を行う地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンターおよび協力機関を指定した。

